

伊賀市市政出前講座実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀市自治基本条例（平成 16 年伊賀市条例第 293 号）第 2 章の規定及び市政に関する情報を市民と共有するための指針に基づき、伊賀市（以下「市」という。）が市の現状や取組をはじめとする市政に関する情報を市民にわかりやすく提供し、市民の市政参画の機会を拡大することを目的として行う伊賀市市政出前講座（以下「出前講座」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(提供する出前講座の設定)

第 2 条 市は、出前講座のテーマ及び内容をあらかじめ設定し、これを示すものとする。

2 市は、前項の規定により示す出前講座以外の内容の出前講座について実施の要望があったときは、検討の上実施の可否を決定するものとする。

(出前講座の利用)

第 3 条 出前講座は、市内に在住し、在勤し、又は在学する者が構成員に含まれる団体が利用することができる。

2 出前講座の利用は、原則として当該出前講座を受講する者が 10 名以上であることが見込まれることを要する。

3 前項の出前講座を受講する者は、原則として市内に在住し、在勤し、又は在学する者とする。ただし、当該出前講座を利用しようとする団体の構成員であることを要しない。

(利用の申込み等)

第 4 条 出前講座を利用しようとする団体は、出前講座の実施を希望する日の 1 月前までに、利用を希望する出前講座を所管する課に伊賀市市政出前講座申込書（様式第 1 号）により申し込むものとする。

2 前項の規定による申込みを受けた課は、当該団体に対し実施の可否を連絡するとともに、出前講座を実施する場合にあっては、日程その他出前講座の実施に当たって必要な事項について調整を行うものとする。

3 第 1 項の規定による申込みを受けた課は、出前講座の実施の有無にかかわらず、提出された伊賀市市政出前講座申込書の写しを秘書広報課に提出するものとする。

(実施する場所)

第 5 条 出前講座を実施する場所は、当該出前講座を利用する団体はその責任において確

保するものとする。

2 出前講座を実施する場所は、市域内に限る。

(利用料等)

第6条 出前講座の利用は、無料とする。

2 出前講座の実施に係る会場使用料その他必要な費用は、当該出前講座を利用する団体がこれを負担するものとする。

(実施結果の報告)

第7条 出前講座を利用した団体は、その利用後速やかに伊賀市市政出前講座受講アンケート(様式第2号)を当該出前講座を所管する課に提出するものとする。

2 前項の規定による伊賀市市政出前講座受講アンケートの提出を受けた課は、その写しを秘書広報課に速やかに提出するものとする。

(利用回数の上限等)

第8条 出前講座の利用回数の上限は、これを設けない。ただし、出前講座は、これを濫用することなく、良識をもって利用しなければならない。

(実施の制限)

第9条 市は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を実施しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのあるとき。

(2) 政治若しくは宗教に関する活動又は営利を目的とした催しに係るおそれのあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条に規定する出前講座の目的に反するおそれのあるとき。

(安全な実施の確保)

第10条 出前講座を利用する団体及び所管する課は、その役割に応じて、出前講座を安全に実施するために必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、出前講座の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。